本郷複合福祉施設給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

１　目的

本要領は、「本郷複合福祉施設給食調理業務委託」の公募型プロポーザル方式による受託者選定の実施にあたり、必要事項及び手続き等について定めるものである。

２　業務概要

（１）　業務名

本郷複合福祉施設給食調理業務委託（長期継続契約）

（２）　業務の目的

会津美里町立本郷こども園及び本郷デイサービスセンターを含む本郷複合福祉施設における給食及びおやつ提供に関し、園児及び利用者の年齢や心身の特性に応じた適正な栄養管理を行うとともに、安全・安心で良質な食事の提供を通じて、心身の健全な育成や健康の保持増進に寄与することを目的とする。

（３）　業務内容

「会津美里町立本郷こども園給食調理業務委託仕様書」及び「会津美里町本郷デイサービスセンター給食調理業務委託仕様書」のとおり

（４）　業務場所

会津美里町立本郷こども園調理室

（５）　業務期間

令和９年４月１日から令和 13 年３月 31 日まで（４年間）

（６）　提案上限額

116,523,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※　ただし、この金額は提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

３　参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たしていること。

（１）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　令和８年 11 月２日（公告日）時点で、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 号の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第１項若しくは第 19 条第１項の規定に基づく破産手続

きの申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続きの申立てがなされた者でないこと。

（３） 令和８年 11 月２日(公告日)時点で、町税等を滞納している者でないこと。

（４） 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を会津美里町から受けていない者又は受けることが明らかである者でないこと。

（５） 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第 77 号)第２条及び会津美里町暴力団等排除条例(平成 24 年会津美里町条例第 11 号)第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者に該当する者ではないこと。

（６） その他（次の例示を参考とし、必要に応じて参加資格要件を設定する。）

・過去５年以内に、本町と同程度又はそれ以上の人口規模の自治体において給食調理業務に関する委託契約を締結し、誠実に履行した実績を有すること。なお、当該業務実績について、給食調理業務の一括又は単独かを問わない。

・経営内容等から業務の履行に支障がなく、業務を遂行するにふさわしい知識、経験及び技術を備えており、かつ、業務の遂行に必要な実施体制や人員体制を有していること。

４ プロポーザル参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領及び仕様書並びに会津美里町財務規則等を理解した上で、次のとおり提出すること。

（１）提出書類

提出書類	提出部数
参加表明書(様式第１号)	１部
法人登記簿(登記全部事項証明書)	１部
納税証明書(直近のもの)	１部
誓約書(様式第２号)	１部

（２） 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする。

（３） 提出場所

本実施要領に定める担当課

（４） 提出期限

令和８年 11 月 24 日(火)必着

※　持参による場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する祝日(以下「休日」という。)を除く８時 30 分から 17 時 00 分までとする。

※　郵便による場合は、郵便事故等により上記提出書類が提出場所に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできない。

５　施設見学

本郷複合福祉施設の調理室の見学を希望する者は、下記により施設見学希望届（様式第３号）１部提出すること。

（１）　提出方法

FAX 又は電子メールとする。

※提出後は、必ず電話による受信確認を行うこと。

（２）　提 出 先

本実施要領に定める担当課

（３）　提出期限

令和８年 11 月６日（金）17 時 00 分まで

※受信確認は休日を除く、８時 30 分から 17 時 00 分までとする。

（４）　見学日時

令和８年 11 月 10 日（火）16 時 00 分～17 時 00 分

（５）　注意事項

①　参加人数は、１業者につき２名までとする。

②　調理室への立ち入りは行わず、本郷デイサービスセンターのホールからガラス越しでの見学とする。

③　施設見学において質問がある場合は、次の「６　質問及び回答」によること。

６　質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。ただし、評価や審査に係るもの質問については受け付けない。

（１）　提出書類

提出書類	提出部数
質問書(様式第４号)	１部

（２）　提出方法

FAX 又は電子メールとする。

※質問書送信後、必ず電話により受信確認を行うこと。

（３）　提出先

本実施要領に定める担当課

（４） 提出期限

令和８年 11 月 13 日(金)17 時 00 分までとする。

※受信確認は休日を除く、８時 30 分から 17 時 00 分までとする。

（５） 回答方法

質問に対する回答は、質問者名をふせて集約したものを令和８年 11 月 18 日(水)までに会津美里町ホームページに掲載する。

会津美里町ホームページ

https://www.town.aizumisato.fukushima.jp/index.html

７ 参加資格の確認・通知

参加表明書の提出があった参加者の参加資格について、参加資格要件に基づき確認し、その結果を参加者に通知する。

なお、この通知は、企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する場合は、その日時、場所等を併せて通知する。

８ 企画提案書等の提出

（１） 提出書類

企画提案書等の作成及び提出は、次のとおりとすること。

提出書類	提出部数
企画提案書(様式第５号)	正本１部 副本１部 電子データ一式※３
会社概要(様式第６号)※１	
業務実績調書(様式第７号)	
業務実施体制(様式第８号)	
企画提案書(様式第９号)	
見積書及び見積内訳書(任意様式)※２	正本１部

※１ パンフレット等、会社の概要が分かるものを添付すれば省略可とする。

※２ 業務期間における見積書及び費用内訳書を作成し、費用内訳も分かるようにすること。

※３ 電子データについては、ファイル形式は指定がある場合を除き「Adobe 社 PDF」とし、CD-R に保存して提出すること。

（２） 提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)とする。

（３） 提出場所

本実施要領に定める担当課

（４） 提出期限

令和８年 12 月 10 日(木)必着

※　持参による場合の受付時間は、休日を除く８時 30 分から 17 時 00 分までとする。

※　郵便による場合は、郵便事故等により上記提出書類が提出先に到着しなかったことに対して、異議申し立てはできない。

※　参加表明書を提出しても、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

９　企画提案書作成方法

（１）　全般

企画提案書は、８（１）の通りの順番に並べ、インデックスラベルを付し、簡易製本(原則、Ａ４サイズ、縦、左綴じ)すること。使用する言語は日本語、単位は計量法(平成４年法律第 51 号)に定めるもので、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

また、使用する様式については、別に定めがある場合を除き、規定の様式を使用すること。様式は１ページとしているが、１ページに収まらなくとも差し支えないものとする。

（２）　会社概要(様式第６号)

提案者の概要を記載すること。

なお、パンフレット等、会社の概要が分かるものを添付すれば省略可とする。

（３）　業務実績調書(様式第７号)

本町と同程度又はそれ以上の人口規模の自治体における業務実績について記載すること。

なお、業務実績調書は業務実績別に、５件を上限に作成すること。

（４）　業務実施体制(様式第８号)

本業務における実施体制を記載すること。

（５）　企画提案書(様式第９号)

本業務に関する企画提案書を作成すること。

・プレゼンテーションは、項目(様式第９号に記載)順に説明すること。

・任意様式でも可とするが、様式第９号に記載する事項については必ず記載すること。

・用紙はＡ４版を原則とし、資料の都合上、部分的にＡ３版を使用する場合は、片袖折にして綴じこむこと。

・文字サイズは 11 ポイント以上とする。なお、図表中に使用する文字についてはこの限りではないが、見やすさ、分かり易さに心がけること。

・企画提案の記述に当たっては、企画提案者からの説明を受けなくても読んで理解できる内容とすること。
・企画提案に記載する内容は、本業務における実施義務事項とする。なお、実施義務としない事項を参考記載する場合には、参考である旨を明示し、用紙を分けるなど、実施義務事項と混同する可能性を排除すること。

（６） 見積書及び費用内訳明細書(任意様式)
・消費税及び地方消費税は含まないこと。
・会津美里町長宛てとすること。
・本業務に関する全ての費用を記載すること。

10 プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の内容を確認するため、次のとおりプレゼンテーションを実施する。ただし、見積額が提案上限額を超える場合は対象としない。

（１） 実施日時
令和８年 12 月 18 日(金)予定
※時間及び会場の詳細については、別途応募者に通知する。

（２） 実施時間
30 分以内
※提案説明(プレゼンテーション含む。)20 分以内、ヒアリング 10 分以内

（３） 出席者数及び説明者
出席者は３名以内とし、説明者は本業務の主たる担当者とする。

（４） 留意事項
・プレゼンテーションの順番は、参加受付の順とする。
・すでに提出された企画提案書等の差替えや追加は認めない。誤字脱字がある場合にはプレゼンテーション時に説明すること。
・プレゼンテーション時に使用するマックスハブ(画面)及びＨＤＭＩ端子は、町が準備する。その他の機器(パソコン等)は、参加者が用意すること。
・プレゼンテーションの内容は録音する。

11 選定方法
・別紙「本郷複合福祉施設給食調理業務委託」提案書評価基準に基づき、「本郷複合福祉施設給食調理業務委託公募型プロポーザル審査委員会」における審査を経て、本業務について最も適切な企画提案を選定する。
・本プロポーザルの評価項目及び配点は、次に掲げるものとする。

評価項目	配点
①　業務遂行能力	10 点
②　安全・衛生管理体制	25 点
③　食物アレルギー対応	10 点
④　緊急時における対応	10 点
⑤　調理従事者の配置	15 点
⑥　従業員の教育及び研修計画	10 点
⑦　業務提案内容	10 点
⑧　見積金額	10 点
計	100 点

・各審査者の評価点の合計点が最も高い提案を行った事業者を、受託候補者として選定する。なお、同点の場合は、見積書の金額が低い者を受託候補者として選定する。

・各審査者の評価点の合計点には最低基準点を設定しており、それ以上の点数を得た者がいなかった場合は、受託候補者の決定は行わない。

・受託候補者の選定結果は、本プロポーザルのプレゼンテーションを行った全参加者へ郵送により通知する。また、会津美里町ホームページでも選定結果を公表するが、参加者の名称や評価点については、公にすることにより参加者の権利利益を害するおそれがあると判断する場合は、公表しないことができるものとする。なお、結果通知の内容に対する異議申し立てには応じない。

※最低基準は総得点の60％とする。

12　プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、次のとおり実施する。

① 公募型プロポーザル実施公告	令和８年 11 月２日(月)
② 施設見学希望届提出期限	令和８年 11 月６日(金)
③ 施設見学	令和８年 11 月 10 日(火) 16 時 00 分から
④ 質問受付期間	令和８年 11 月２日(月)から 令和８年 11 月 13 日(金)まで
⑤ 質問に対する回答	令和８年 11 月 18 日(水)
⑥ 参加表明書の提出期限	令和８年 11 月 24 日(火) 17 時 00 分まで
⑦ 参加表明書の確認結果通知発送	令和８年 11 月 30 日(月)

⑧ 企画提案書等の提出期限	令和８年 12 月 10 日(木) 17 時 00 分まで
⑨ プレゼンテーション及びヒアリング	令和８年 12 月 18 日(金)予定
⑩ 選定結果の通知	令和８年 12 月 24 日(木)予定
⑪ 業務委託（仮）契約の締結	令和９年１月中旬
⑫ 審査結果等の公表	令和９年１月中旬
⑬ 当初予算成立・本契約への移行	令和９年３月下旬

13　受託候補者決定後の契約等

（１）　企画提案内容の調整

受託候補者の企画提案書等の記載内容が、原則として契約締結時の業務内容となるが、本業務の目的達成のため、受託候補者との協議により内容を修正・変更する場合がある。

（２）　契約の締結及び仮契約の取扱い

・受託候補者との協議が整い次第、仮契約を締結することとする。なお、受託候補者との契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次点者と契約締結に向けた協議を行うこととする。

・本仮契約は令和９年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものとする。なお、仮契約締結後、当初予算が成立しなかった場合は、本契約に移行しないこととする。

・本契約は地方自治法第 234 条の３の規定に基づく契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することができるものとする。

14　参加者の失格

参加者が以下のいずれかに該当する場合、その者の提出した書類を全て無効とし、提出者は失格とする。

・本実施要領等に定める提出方法、提出先、提出期限、留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

・本実施要領に定める参加資格要件を満たしていない、又は満たすことができなくなった場合

・提出書類の不備又は虚偽の記載等があった場合

・審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

・プレゼンテーションにおいて、正当な理由なく欠席した場合

・その他、著しく信義に反する行為があった場合

15　その他の留意事項

・参加表明書及び企画提案書の提出者が１者の場合でも、本プロポーザルは成立する。ただし、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者として選定しない。

・参加表明書を提出した者は、本プロポーザル関係書類に記載されている一切の内容に同意したものとみなす。

・参加者は本プロポーザルの実施後、内容の不明又は不知を理由として、異議を申し立てることはできない。

・企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルに要する経費は、原則として参加者の負担とする。

・企画提案書は、提出者１者当たり１提案とし、複数の提案はできない。

・提出期限以降の企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。

・提出された参加表明書、企画提案書等は返却しない。

・参加表明書又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退届(様式第 10 号)を、担当課へ届け出ること。

・提出された企画提案書等の内容について、本町より問い合わせ又は追加資料の提出を求めることがある。

・本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合には、会津美里町情報公開条例(平成 17 年会津美里町条例第 19 号)に基づき、提出書類を公開する場合がある。なお、この場合においては、情報公開請求内容について協議するものとする。

16　担当課(問い合わせ先)

会津美里町こども教育課こども教育係

所 在 地：〒969-6292 会津美里町字新布才地１番地

TEL/FAX：0242－55－0344/0242－55－1169

E-mail：kyoiku@town.aizumisato.fukushima.jp

別紙

「本郷複合福祉施設給食調理業務委託」提案書評価基準表

評価項目			審査事項	配点	
1　業務遂行能力					
（1）	会社規模及び経営状態	①	会社規模（資本金、従業員数）及び経営状態は良好か。	5	10
（2）	受託実績	①	こども園給食及び介護施設食事調理業務の受託実績はあるか。	5	
2　安全・衛生管理体制					
（1）	食事に対する安全・安心への配慮	①	厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」等に基づいた自社の衛生管理マニュアルが確立されているか。	10	25
		②	こども園給食・デイサービス昼食の提供にあたり、安全・安心を優先した業務の運営方針が提案されているか	10	
（2）	従事者の安全衛生管理と健康管理	①	「従事者の危険（労働災害）又は健康障害を防止するための措置」、「安全又は衛生のための教育」及び「健康診断を含む健康の保持増進のための措置」等についての従事者の勤務環境形成は充分か。	5	
3　食物アレルギー対応					
（1）	食物アレルギーへの理解度と対応食の調理	①	食物アレルギーに対する従事者の教育が、事故防止の観点に立ち、充分な内容で実施されているか。	10	
4　緊急時における対応					
（1）	緊急時における体制	①	食中毒、異物混入、労働災害及び設備関係のトラブル時において、速やかに対応できる体制が確立されているか。	10	
5　調理従事者の配置					
（1）	従事者の人数及び勤務体制	①	食数及び調理室内の厨房機器等の配置が充分に考慮された配置計画及び勤務体制が示されているか。また、効率的な運営を図る上で、従事者の人数は充分に足るものであるか。	5	15

			②	調理従事者の休暇時における対応は充分か。	5	
	（2）	従事者の雇用	①	雇用計画は、給食開始に向けて妥当な時期に設定されているか。また、地元優先で長期の雇用が図られるものとなっているか。	5	
6　従業員の教育及び研修計画						
	（1）	教育・研修体制について	①	食品の安全衛生や調理技術の向上に関する教育・研修体制が確立されているか。	5	10
	（2）	業務開始までの従業員の研修計画について	①	事前の研修及び訓練等の実施予定及びその内容等については充分に足るものか。	5	
7　業務提案内容						
	（1）	業務提案について	①	本業務の目的や内容を理解し、仕様書を上回る独自の提案となっているか。	10	
8　見積金額						
	（1）	委託料見積額	①	町が考える最高限度額に比して企業努力が見られる内容となっているか。また、極端に安価な見積もりになっていないか。	10	
合計					100	